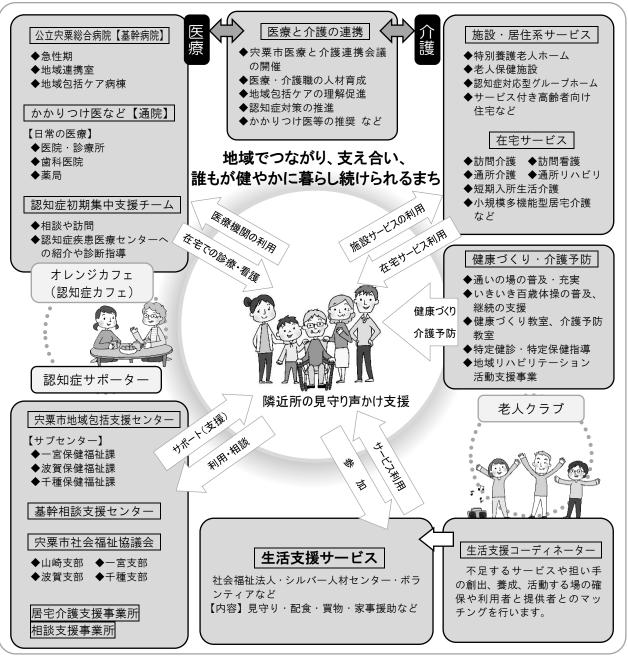
■宍粟市がめざす地域包括ケアシステム イメージ



- ■宍粟市地域包括ケアシステムがめざす2040年の将来像
 - ●住民が住み慣れた地域で安心して、つながりをもちながら生活できる。
 - ●高齢化や疾患によって生活のしづらさが生じたときは、家族や近隣、ボランティア等の支援を受けることができる。
 - ●医療や介護が必要となった場合には、切れ目のない医療・介護サービスを個々に応じて受けることができる。
 - ●個人の尊厳や財産を守ることが保障されている。
 - ●本人や家族が希望する場所での看取りができる。
 - ●地域の人がつながりを持ち、支え合いながら地域の一員として(役割をもち)活躍している。

第4章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)相談体制・情報提供の充実

取組方針

- 「地域共生社会」の実現に向け、健康福祉部内だけではなく、他部署との分野を超えた連携を推進し、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の強化を図ります。
- 医療機関や介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、民生委員・児童委員等の関係機関からの相談や、異変に対する「気付き」を大切にし、連絡調整を行う体制の強化に努めます。
- 住民にとって身近で利用しやすい相談場所となるよう、様々な手段や機会を活用した情報発信に 努めます。

主な取組

| 取組 | 内容 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 情報提供の充実と 相談窓口の周知 | ●保健福祉サービスガイドブックや広報紙、リーフレット、しそうチャンネル、 |
| | 市のホームページ等の多様な媒体による情報発信を行い、多くの住民に |
| | サービスを利用してもらえるよう努めます。 |
| | ●かかりつけ医等の医療機関をはじめ多機関の相談支援窓口と連携し、どこ |
| | からの相談であっても、適切な相談窓口につなぐような情報共有を進めま |
| | す。 |
| 啓発活動等の充実 | ●健康相談、健康教育、民生委員・児童委員定例会、高齢者実態把握調査訪 |
| | 問等の様々な機会を活用し地域包括支援センターについて周知し、高齢 |
| | 者の総合相談窓口として、介護に困っている方が相談でき、必要な時に |
| | 必要な支援が受けられるように周知を行います。 |
| 相談体制の強化 | ●高齢者のみではなく、ヤングケアラーやひきこもり、障がいのある人、生 |
| | 活困窮者等の多重問題世帯や処遇困難事例、権利擁護等の多様な相談 |
| | や幅広い分野の相談が増加するとみられることから、相談対応職員の研 |
| | 修、勉強会等を通じて、職員のスキルの向上とともに、関係機関と連携が |
| | 十分取れるような相談体制の強化を図ります。 |
| | ●地域包括支援センターにおいても、勉強会や研修会、事例検討会等を通 |
| | じて、専門職としてのスキルアップを図ります。 |